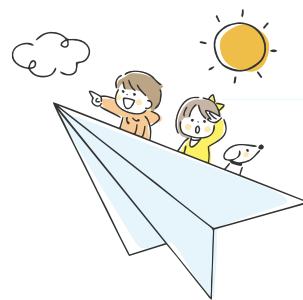
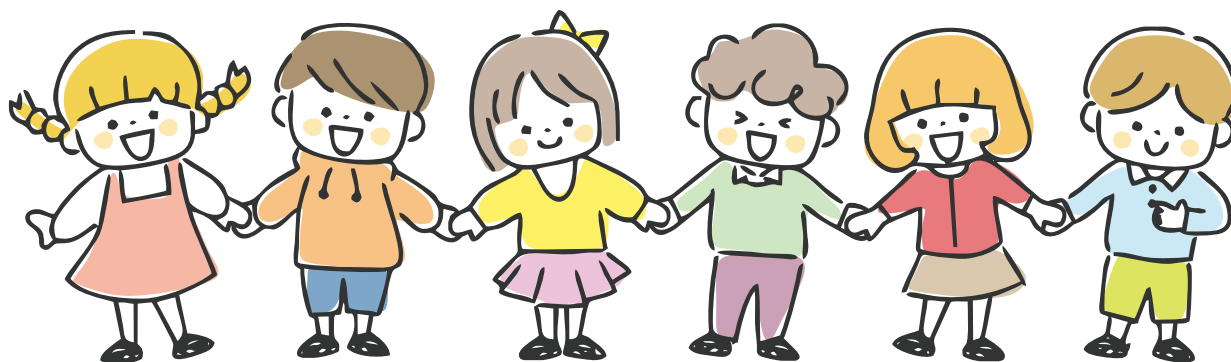




概要版

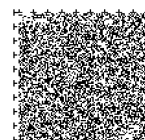
日高市こどもの未来プロジェクト (日高市こども計画)

令和7年度(2025)▶令和11年度(2029)



令和7年3月

日高市



★ 日高市こどもの未来プロジェクトの概要



国では、「こども基本法」を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が閣議決定されました。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

これらの動きを受け、本市では「日高市第2期子ども・子育て支援事業計画」及び「日高市次世代育成支援行動計画（第2期：後期計画）」が令和6年度に計画期間の最終年度を迎えるに当たり、社会環境の変化や本市のこどもや子育て家庭を取り巻く現状、現行計画の進捗状況等を踏まえ、こども・子育て支援に向けた取組を効果的かつ総合的に推進するため、「子ども・若者計画」や「こどもの貧困対策計画」を包含した一体的な計画として、「日高市こどもの未来プロジェクト（日高市こども計画）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

★ 計画の期間



本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

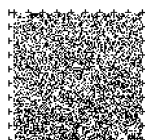
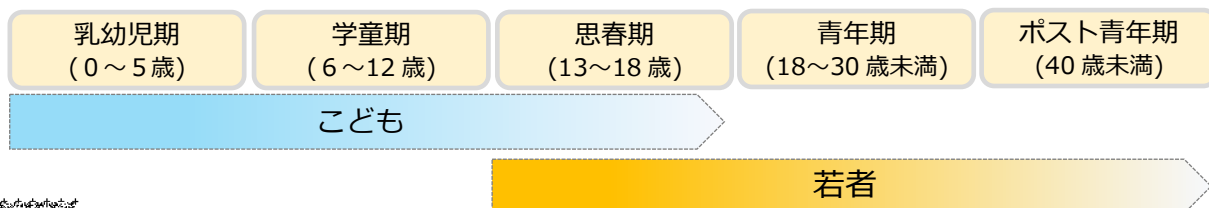
令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
日高市第2期子ども・子育て支援事業計画 日高市次世代育成支援行動計画 (第2期：後期計画)					日高市こどもの未来プロジェクト				

★ 計画の対象



本計画は、こども（0歳～概ね18歳）や若者（概ね13歳～39歳）、その家族など子育て家庭を対象とします。

《こども・若者の対象年齢イメージ》

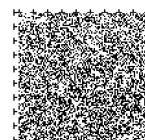


そのためには、一人一人のこども・若者の立場に立ち、こどもの権利を尊重しつつ、その最善の利益が確保される必要があります。

本市においても、こども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体が共に連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合うことができるまちを目指すとともに、こどもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、ワーク・ライフ・バランスの推進を図りながら、「結婚・妊娠・出産・育児」の各段階に応じた切れ目のない支援と地域・企業など社会全体の取組を両輪とした総合的かつきめ細かな対応に取り組んでいきます。

なお、こども・若者に関する施策を推進するに当たり、本計画で目指す基本理念を次のとおり掲げます。

こども未来戦略MAP（こども家庭庁ホームページより）





基本理念

こどもが まんなか こども・子育て応援団ひだか

基本方針

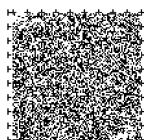
基本方針1 こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる日高市

基本方針2 こども・若者を地域全体で支え、だれもがこどもを生み育てることに喜びを実感できる日高市

分野別取組

基本理念や基本方針の実現のために6分野の目標を定め、下記体系に基づき取り組むことで指標の動向を確認しつつ、目標達成に向け取り組みます。

基本施策1 こどもの権利を 大切にする日高市 ①こども・若者の権利に関する理解促進 ②こども・若者の意見表明・参加の促進 ③こども・若者の権利侵害の防止、相談	基本施策2 こどもの健やかな育ちを支える日高市 ①こども・若者の居場所づくり ②乳幼児期の教育・保育の充実 ③誰一人取り残さない学びの提供	基本施策3 若者の自立と社会参加を支援する日高市 ①若者の就業支援の充実、社会的自立の支援 ②困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援 ③出会いや結婚への支援	基本施策4 妊娠・出産・子育てを 切れ目なく支援する日高市 ①親と子の健康づくりに向けた支援 ②子育て家庭への支援 ③妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実	基本施策5 困難を抱える子育て家庭を支援する日高市 ①こどもの貧困対策の推進 ②ひとり親家庭への支援 ③特別な支援を必要とすることもや家庭への支援	基本施策6 こども・若者の成長を 地域全体で支える日高市 ①子育て関連団体の活動促進 ②地域における子育て支援ネットワークの強化 ③子育てしやすいまちづくり ④こども・若者の安全・安心の確保
---	--	--	--	--	--



基本施策 1 こどもの権利を大切にする日高市

具体的施策① こども・若者の権利に関する理解促進

こどもの権利が真に尊重される社会をつくるため、全ての市民がこどもの権利について理解を深めることができるよう、様々な機会を捉えて「こども基本法」や「こどもの権利条約」の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

こども・若者に関わり得る全ての大人を対象に、人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める活動を推進します。

- こども・若者の権利に関する普及啓発
- 人権教育の推進
- 豊かな心の育成

“こども・若者の権利を大切にします！”



具体的施策② こども・若者の意見表明・参加の促進

「こども基本法」や「こどもの権利条約」においては、こどもの意見表明権と意見の尊重は基本理念とされており、こどもに関する施策を策定、実施、評価する際には、当事者であるこども・若者の意見を聴き、反映させることが義務付けられています。

これらを踏まえ、こどもの意見表明権について広く周知・啓発に努めるとともに、施策に関するこどもの意見聴取と反映に取り組みます。

- 日常的な活動におけるこどもの意見表明・参加
- まちづくりへのこどもの意見表明・参加

“こども・若者の意見を聴きます！”



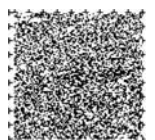
具体的施策③ こども・若者の権利侵害の防止、相談支援

全てのこどもの人権が尊重され、いかなる身体的・心理的な虐待、放置や不当な取り扱い等から保護されるよう、家庭や学校が、地域や関係機関との連携を図り、まち全体での取組を推進します。

こどもに関する様々な問題について相談・支援体制の充実を図るとともに、重大な人権侵害である児童虐待やヤングケアラーに関する課題については、早期発見や状況把握に努め、適切な支援につなげます。

- 相談体制の充実
- こども家庭センターの機能強化
- 児童虐待の予防や早期発見・早期対応
- ヤングケアラーへの支援

“こどもや家庭に寄り添い、相談・支援体制の充実を図ります！”



基本施策 2 こどもの健やかな育ちを支える日高市

具体的施策① こども・若者の居場所づくり

こども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりの実現を目指します。

- こどもの健全育成
- こどもの居場所づくり
- 遊びや体験の場の充実

“家や学校以外の居場所づくりに取り組みます！”



具体的施策② 乳幼児期の教育・保育の充実

質の高い教育・保育の確実な提供に向け、体制や人材の確保や、保護者のニーズを踏まえた多様な保育サービスの実施など、教育・保育の充実に取り組みます。

乳幼児期の発達の特性を踏まえ、遊びと学びの充実に図りながら、安定した情緒の下で幼児教育や保育を推進します。

教育・保育に携わる職員の資質や専門性の向上のため、職員研修の充実に努めるなど、教育・保育を支える基盤の強化を図ります。

- 主体性と思いやりを育む幼児教育・保育の推進
- 多様化する教育・保育ニーズへの対応
- 学童保育室の充実
- 保育サービスを支える専門人材の確保・育成
- こどもが健やかに育つ環境づくり

“教育・保育の充実に取り組みます！”



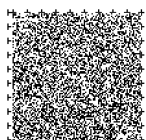
具体的施策③ 誰一人取り残さない学びの提供

グローバル化や情報化、少子高齢化など、こどもを取り巻く環境が大きく変化する中、多様な変化に対応できる教育環境づくりを推進します。

家庭の環境や経済状況によって、こどもの将来が左右されることがないように、支援の充実に図ります。いじめ・不登校等の対応や特別支援教育の充実など、複雑かつ多様な課題に適切に対応することができるよう、学校や家庭が、地域や関係機関と連携した指導・相談体制の充実を目指します。

- グローバル人材の育成
- 地域における教育・学習体制の充実
- 全てのこどもの学びの保障

“多様な変化に対応できる教育環境づくりを推進します！”



基本施策 3 若者の自立と社会参加を支援する日高市

具体的施策① 若者の就業支援の充実、社会的自立の支援

若者が多様な活動に参画しながら、新たなことにチャレンジしていけるよう、支援の充実に図ります。本市に暮らす若者が、「現在」を充実させていく中で「未来」を描けるよう、様々な体験・活動の機会を創出し、若者の可能性を高めます。

- 若者のキャリア形成
- 若者による社会参加・社会貢献活動の促進
- 青少年の健全育成

“若者が新たなことにチャレンジしていけるよう応援します！”



具体的施策② 困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援

悩みや不安を抱える若者やひきこもりの状態になった若者が、一人で悩まず、自らのペースで歩みを進められるよう、安心できる居場所を確保するとともに、一人一人に合った支援の充実に図ります。

- 気軽に相談できる体制の整備
- 生活に困っている若者への支援
- ひきこもり状態にある若者や家族への支援
- こころの健康に向けた支援

“悩みや不安を抱える若者に対する支援の充実に図ります！”



具体的施策③ 出会いや結婚への支援

自らの主体的な選択により、結婚、出産、育児を望む若者の希望がかなえられるよう、ライフデザインや出会い・結婚への支援を推進します。

“出会いや結婚支援の取り組みを推進します！”

- 多様な出会いの機会の提供
- ライフデザインを考えるきっかけづくり



基本施策 4 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する日高市

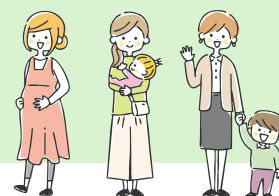
具体的施策① 親と子の健康づくりに向けた支援

妊娠から出産後もこどもの生涯にわたる心と身体健康づくりに向けて、健康診査や訪問、各種講座等を実施し、継続的な相談支援や情報提供に取り組みます。

また、適切な生活習慣の形成を図るとともに、親と子の望ましい食習慣の確立に向け、学校や家庭、地域が連携し、体験活動を始めとする食育の機会の充実を図ります。

- 不妊治療への理解促進と支援
- 次代の親の育成
- 乳幼児健康診査等の充実
- 子育て支援サービスの充実
- 産後の支援体制の充実
- 小児医療体制の確保
- 食育の推進

“心と身体健康づくりに取り組みます！”



具体的施策② 子育て家庭への支援

子育て家庭の負担を軽減するため、手当の支給や医療費の助成、住宅の支援など、経済的な支援を実施します。

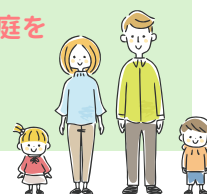
共働き家庭の増加やひとり親家庭等による保育ニーズに対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、就労形態の多様化や保護者の選択に基づき、必要な保育を受けられるよう、延長保育や一時預かり等の多様なサービスの充実を図ります。

少子化の進展や共働き家庭の増加により、多様化する子育てニーズや要望への対応を図ります。また、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進など、子育てしやすい就労環境づくりを進めます。

保護者の就労の有無や利用目的を問わず、0歳から2歳までのこどもが保育施設に通える「こども誰でも通園制度」に対応した環境づくりを推進します。

- 伴走型相談支援の実施と妊婦支援給付金の支給
- こども医療費の助成
- 男女共同参画の推進
- 保育サービスの充実
- 仕事と子育ての両立支援

“経済的な支援や保育サービスの充実など、子育て家庭を応援します！”

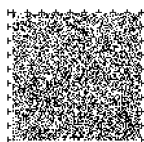


具体的施策③ 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

子育て家庭が抱える不安や悩みに対して、各家庭の状況に応じた相談に対応できるよう、体制の強化と充実、子育てに関する情報の周知・啓発を図りつつ、関係機関と連携しながら、切れ目のない支援に取り組みます。

- 家庭教育への支援
- 身近な相談体制の充実
- 子育て支援情報の発信

“子育てに関する情報の周知・啓発を図ります！”



基本施策 5 困難を抱える子育て家庭を支援する日高市

具体的施策① こどもの貧困対策の推進

全てのこどもは、可能性に満ちたかけがえのない存在であり、自分らしく、豊かに成長し、発達していく権利を有しています。

こどもまんなか社会の視点に立って、貧困や困難を抱えているこどもとその家庭の背景に様々な社会的要因があることも踏まえ、必要な支援に結びつくための体制づくりやこどもの成長の段階に応じた切れ目のない支援により、こどもが生まれ育った環境等に左右されることなく、夢と希望を持って成長していくことができる社会の実現を目指します。

- 成長段階に応じた切れ目のない相談支援
- こどもの健やかな育ちと多様な学びの支援
- 子育て家庭への経済的支援
- こどもの居場所づくり・学習支援

“こどもが夢と希望を持って成長できる
やさしいまちづくりを進めます！”



具体的施策② ひとり親家庭への支援

安定した生活により安心して子育てできるよう、ひとり親家庭に対する総合的な支援を推進します。

なお、支援の実施に当たっては、国や県と連携しながら取り組みます。

- ひとり親家庭の就業・自立支援
- ひとり親家庭の経済的支援

“就業や自立に向けた支援に取り組みます！”



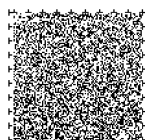
具体的施策③ 特別な支援を必要とするこどもや家庭への支援

障がいのあるこどもやその家族のライフステージに沿って、保健・医療、福祉、教育・保育、就労等の支援と、支援者等による関係者間のスムーズな連携を促進し、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

外国籍のこどもやその家庭が安心して子育てできるよう、多言語とやさしい日本語による子育て支援情報の提供に取り組みます。

- 障がいのあるこどもへの支援
- 多文化共生社会への対応

“全てのこどもにやさしい
まちづくりを目指します！”



基本施策 6 こども・若者の成長を地域全体で支える日高市

具体的施策① 子育て関連団体の活動促進

子育ては保護者のみならず、地域とのつながりの中で、地域ぐるみで取り組むことが必要です。地域コミュニティの多様な人材や資源を活用し、地域住民が主体となってこどもの活動支援や見守り活動が促進されるよう、関係機関・団体の支援を推進します。

- こども食堂への支援
- 子育てサークル等の活動支援
- 地域の教育力向上

“こども食堂や子育てサークルなどへの支援を行います！”



具体的施策② 地域における子育て支援ネットワークの強化

子育てを地域社会全体で支えていくためには、地域住民と関係機関の連携が必要です。支援者や地域住民、関係機関・団体が有機的につながることで、地域全体の子育て力の向上を図ります。

- 地域における包括的な支援体制の構築・強化
- 地域子育て支援拠点の充実
- こども・若者や子育て家庭に携わる人材の確保・育成・支援

“様々な団体や企業等が協力し、地域におけるネットワークづくりを推進します！”



具体的施策③ 子育てしやすいまちづくり

「こどもまんなか社会」の実現を目指すに当たり、妊産婦や乳幼児、子育て中の保護者に対して配慮するなど、外出しやすいまちづくりを推進します。

また、こどもや子育て家庭に魅力的なまちづくりを推進するに当たって、当事者の声を取り入れながら取り組んでいきます。

- 安心して外出できる環境の整備
- 移動手段の確保
- 移住・定住の支援

“こどもを生み育てやすい住環境づくりを進めます！”



具体的施策④ こども・若者の安全・安心の確保

こどもの交通事故の防止に向け、交通安全教育の推進に取り組みます。

また、家庭、地域、行政が連携し、登下校時の見守り活動に取り組むとともに、地域との情報共有や連携を強化し、地域ぐるみで安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

- こどもの交通事故防止
- こどもの犯罪被害防止
- こどもを取り巻く有害環境対策

“こどもの安全・安心を確保します！”



★ 計画内容の住民等への周知

基本理念である「こどもが まんなか こども・子育て応援団ひだか」の実現のためには、本市に暮らす全ての人が、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取組を実践・継続していくことが欠かせません。

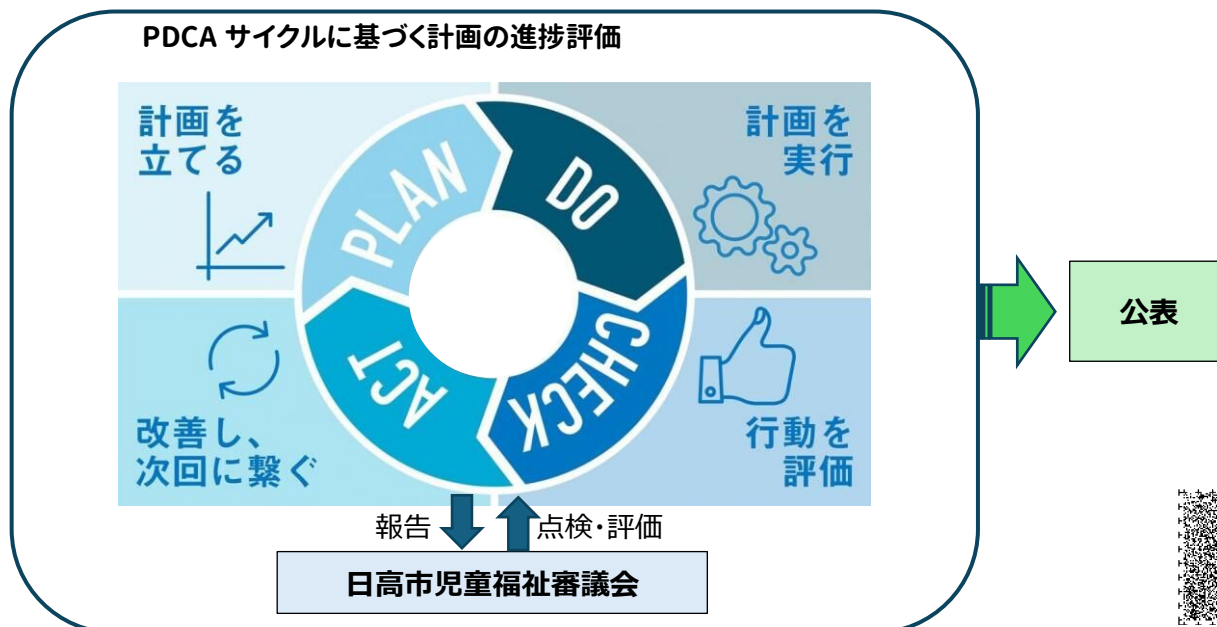
そのため、市ホームページ等を活用し、本計画の内容を公開し、市民への周知・徹底を図るとともに、本計画を関係機関や団体に配布し、取組に対する理解・協力を求めます。

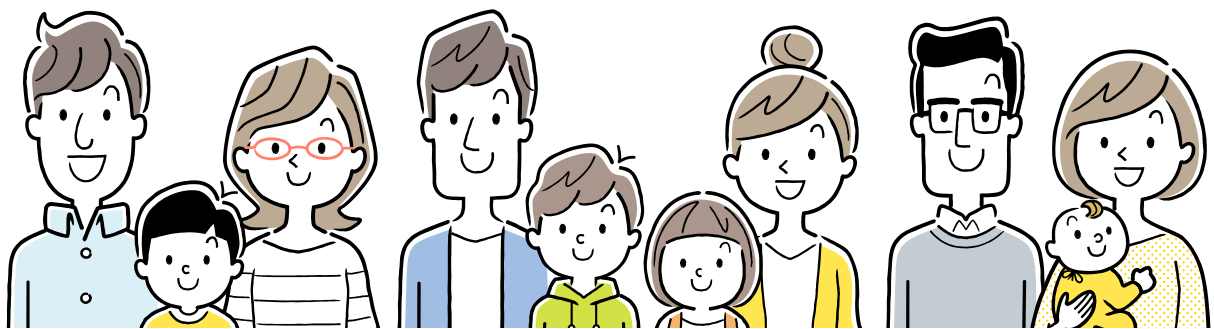


★ 推進体制

庁内関係課所と連携し、本計画に基づく事業を適切に実施することで、こども政策の総合的な推進を図ります。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、地域の子育て支援団体、NPO法人、企業等と協力し、連携を深め、基本理念の実現に向けたネットワークの構築を図ります。さらに、計画の推進に関わる全ての人に対し、「こどもの権利に関する条約」の理解促進を図り、地域が一体となって、こどもの権利保障の視点から計画を推進します。

PDCA サイクルに基づく計画の進捗評価





発行年月 令和7年3月

編集・発行 日高市 子育て応援課

〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢1020番地

TEL : 042-989-2111 / FAX : 042-989-2316

